

公 告

物品調達契約を制限付き一般競争入札により実施するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 3 日

青森県道路公社理事長



記

1 一般競争入札に付する事項

（1）次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）に係る調達とする。

① ロータリー除雪車（2.6m、220kw、（300ps）級） 1台

（2）調達物品に要求する性能等は仕様書による。

（3）調達物品は公社所有の物品との交換契約による。

2 納入期限 令和8年3月31日

3 納入場所 青森市大字滝沢地内（みちのく有料道路管理事務所）

4 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 東北管内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目（特殊車両）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は当該入札における取得物品（ロータリー除雪車）と同一の種類の物品について、過去5年の間に納入実績があること

を証明した者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

ケ 調達物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。

5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

（1）入札に参加しようとする者は、あらかじめ、4に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

（2）提出時期等

ア 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、下記の提出期限までに青森県道路公社総務担当に提出しなければならない

また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出期限 令和7年6月13日12時00分

イ アの説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

ウ アの審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

（3）提出場所

青森市新町2丁目4番1号青森県共同ビル8階

青森県道路公社 総務部総務担当

電話：017-777-7331

（4）提出部数 2部

6 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合わせ先

青森市新町2丁目4番1号青森県共同ビル8階

青森県道路公社 総務部総務担当

電話：017-777-7331

7 入開札の日時及び場所

（1）日時 令和7年6月24日14時00分

（2）場所 青森市新町2丁目4番1号青森県共同ビル8階
青森県道路公社 会議室

8 入札執行回数

原則として3回を限度とする。

9 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第159条の規定による。

10 契約書の取り交わしの時期

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が4に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

11 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断された製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格（交換にあつては、交換差金に係る最低の価格）をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第4条第8項及び第6条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

13 入札書記載金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通過 日本語及び日本国通過
- (2) 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) その他 詳細は入札説明書による。
- (4) 入札説明書の交付場所
青森市新町2丁目4番1号青森県共同ビル8階
青森県道路公社 総務部総務担当
電話：017-777-7331
- (5) 当該条件付き一般競争入札の公告等は青森県道路公社のホームページにおいても公開する。